

第8章

タイ農村の「共有地」に関する土地制度

はじめに

タイの国土のうち、私的に占有ないし所有されている土地は約4割であり、残りは公共の利用に付された土地である⁽¹⁾。さらにその多くが、森林や湖沼、草地などで、これらは農村住民にとって以下のような重要な機能をもつていていた。

ひとつは環境や生態系の維持とかかわるものである。山岳の森林は雨水を貯め、農業用水の水源地となる一方、洪水を抑制する。また森林は農業用水のなかに栄養素をそそぎ込む。自然環境に深く依存する農村地域住民にとって、森林は生存の基礎条件をなしてきた。

二つ目は、地域住民の経済活動の資源を提供する機能である。森林は薪炭や建材、あるいは食用、薬用の動植物の供給地であり、湖沼や河川からは魚——農村住民の重要なタンパク源——がとれる。このような天然の幸は、とりわけ現金収入が不足する農村の下層にとって、重要な資源である。

三つ目は、私的土占取のリザーブとしての機能である。農村住民の慣行によると、未だ囲い込まれていない土地（無主地）は、私的に先占（chap chong）⁽²⁾することが可能であった。人々は経営農地が不足すると、集落の周囲で、あるいは移住をしてでも無主地を見つけて囲い込み、私的に利用してきた。したがって未占有地の広がりが、必要に応じて農地を取得する基盤を

提供していた。

このような公共の利用に付された土地（以下、「公共地」と略）は、かつてタイの農村に広大に存在していた。イングラムの推計によると1850年頃の農地は、国土の2%ほどしかなかったという^⑬。ところがその後の人口増大や経済開発によって、私的な土地占取が急速に進行した。1991年には国土の4割以上が農地になり、逆に森林面積は3割以下に低下している^⑭。この結果、上記の3機能のうち前二者の機能低下が、近年大きな農村問題のひとつとしてとりあげられるようになった。

すなわち森林の破壊が進行したため、農業用水として利用していた小川の水が減少したり、大雨によって土砂崩れなどの災害が起きた。森林をリゾートやプランテーションに占取しようとする資本家と地域住民が衝突するという事件も、一度ならず起きている。天然資源の減少で、農村住民の現金依存度が高まり、それが出稼ぎなどの一因にもなっている。国全体としてみても、森林の減少は環境破壊のシンボルとみなされるようになった。

こうして公共地の維持管理は、現在の重要な政策的課題となっている。そこで焦点となっているのは、地域住民の役割をどう位置づけるかということである。従来政府は、住民を公共地の侵食者とみて、排除あるいは統御の対象と考えてきた。ところが公共地のなかには、地域住民によって共同で維持管理されてきたものがある。住民はこのような土地を、共同で占取しているという意識をもっており、その意味で「共有地」と呼べるものである。近年、このような共有地が森林のなかにも存在することが明らかになって、住民による公共地の共同占取・管理が、公共地の維持（つまり生態系の維持）にとってプラスの意味をもつと理解されるようになってきた。

また、このような共同管理が存在することで、地域住民の組織化がなされる点も重要である。アナンは北タイの共有林を、コミュニティー意識の確認・高揚の契機とみているが^⑮、北タイの森林以外にもタイ農村にはさまざまな共有地が存在しており、それらの管理や運用の必要が、住民組織形成の契機となっている。住民の組織化は、開発における住民参加の不可欠の条件

であるから、その意味でも共有地の存在は重要であろう。

ところがタイ農村研究においては、こと最近に至るまでこのような共有地に対する関心は低かった。その背景には、市場経済の浸透が進むまで、実際に共同占取・管理のなされる土地がほとんどなかった、という事情がある。例えば東北タイ農村の経済史を研究したプラヌットによれば、少なくとも古老人からの聞き取りの範囲で、共有地の存在は確認できなかった、という⁽⁶⁾。村の守護霊の森、遺体ないしその灰を埋葬するための林地（pa cha、埋葬林）といった、信仰と関連する共有地の存在は認知されていたものの、これらは人々の経済的再生産において重要とはみなされなかつた。1990年代に入ってようやく共有地の実態について調査がなされるようになったものの、それらはいずれも森林保護と関連するものであり⁽⁷⁾、共有地全般の状況について分析されたものはまだない。

一方、公共地に関する法制度や行政制度については、民法学者による研究がある⁽⁸⁾。しかしそれらは法制度やその運用についてのみの分析であり、実際の農村でどのように公共地が利用管理されているのかについて、考察は及んでいない。

そこで本章では、まずタイ農村において共有地がどのような形で存在し、どのように管理・運用されているのかを、筆者の調査結果などをもとに紹介する。次に共有地をめぐる法制度や行政制度を検討し、共有地の管理実態と照らし合わせたときに、どのような制度上の問題があるのか考察することにする。

第1節 共有地の形成と管理の展開

1. 土地をめぐる環境変化と共有地

タイでは19世紀の半ばに輸出向けの稻作が開始されるまで、土地に対する

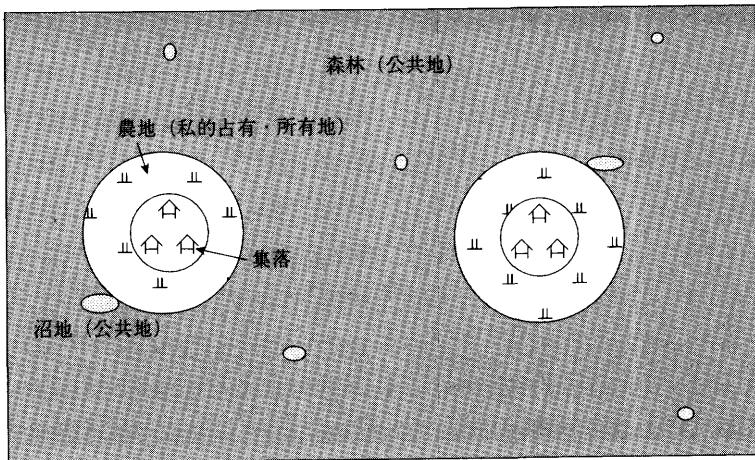
人口の比率がきわめて低かった。そのため、人々が必要に応じて新たな土地を囲い込む余地が、中部タイや北タイの平野部では今世紀初頭まで、開発の遅れた東北タイにいたっては1950年代まで、存在していた。その後、人口の増大、商品作物の普及、運河、鉄道、道路など社会資本整備によって、土地の希少化が進んでいった。とりわけ、1950年代のケナフに始まり、60年代、70年代のメイズ、キャッサバ、砂糖キビと続いた市場向け畑作物の普及によって、森林は急速に農地へと転換された。61年にはまだ国土の53%を覆っていた森林は、82年には31%にまで減少している^⑨。その結果、農村の生態的環境は劇的に変化した。すなわち図1に模式化したように、森林に囲まれて水田と居住地が島のように存在した景観（A）は、森林が島のように僅かに残る景観（B）へと、逆転した。

これらの図で、人々の共同の利用における土地——森林や沼地——は、住民にとっての意味を大きく変えている。Aのように、村の後背地や周囲に森林が続いている状況で、しかも人口希少という条件があるとき、森林を共同利用地として集団的に囲い込む意味は小さかった。森林が十分な広さをもっていたために、たとえその一部が私的に占取されても、放牧など共同利用の空間は十分あった。こうして、私的占取の権利すらも、特定の集落や集団に限定されたり、規制されたりすることがなかった。したがってこのような土地は、公共に開かれた土地（open-access land）として理解すべきものである^⑩。

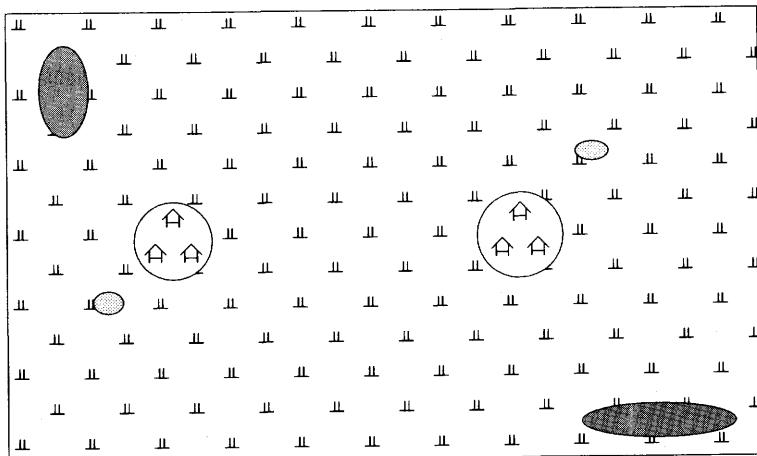
ところが（B）の環境になったとき、残った森林や水場は、その希少価値を高めている。もし誰かが私的に占取すれば、放牧や採集などの場が失われることになり、他の地域住民への影響は大きい。また以前のように無制限に自然の幸を利用すれば、資源が枯渇してしまう。そのため住民の相互、あるいは共同の規制が始まる。このような共同の利用・管理下におかれた土地こそが、本章でいう共有地である。ただし、ここでの「共有」は、法律によって公的に認められた共同の「所有」を意味しない。あくまでも住民の慣習的利用によって成立している「総有」状況を指すものである^⑪。

図1 タイ農村の土地環境の変化

(A)



(B)



(出所) 筆者作成。

2. 共有地形成と管理の実態

以上に模式化したような変化が、実際の農村においてどのようにおきたのかを、筆者の調査村の事例と先行研究をもとに叙述したい。

(1) 共有地の形成と管理形態の展開プロセス

まず具体的な例をあげて、そこで起きた変化を叙述することにより、タイ農村の共有地のイメージを明確にする。そのためには東北タイの事例を検討するのが適当であろう。なぜならば東北タイは、開発の最も遅れた地域であり、共有地の形成、変化の過程が住民の記憶のなかに残されているからである。

① トン村（コンケン県）の事例

この村（1989年時点で318戸）の周囲では、1940年代の後半には水田にできるような林地の先占はほぼ終了した。50年代の後半には、その他の林地（後に畠地として利用された）の先占も終了していた。村の古老の記憶によれば、最後まで未先占のまま残されていた森林のひとつは、村の西方2～3キロメートルのところにあった約2万5000ライ（約4000ヘクタール、1ライは約0.16ヘクタール）のサムラーン森（Pa samran）であった。近隣村の住民は、この森を家畜の放牧などに利用していたが、ここも近村住民、あるいは他所からの移住者によって先占されてしまう。結局78年には、農地改革地として農家に配分する事が決定されているから、この頃までに、実態はほぼ森林の状態を失っていたのであろう¹²⁾。

先のサムラーン森以外で、住民の先占を最後まで逃れた土地は、集落の南方にある小高い場所であった。これはもともとコーク・ファイ・ハイ（Khok huai hai、ハイ川高台）と呼ばれた小川沿いの8キロメートルにも及ぶ細長い高台（khok）であったが、住民の先占で面積にして24ライを残すのみ

となっていた。1950年頃にはほとんど大きな木はなくなつており、人々が馬場などに使つていたといふ。その頃、寺に付置されていた小学校が手狭になつたため、52年に村人は学校建設用地としてその林地を整地した。こうしてこの公共地は、村の共同の目的のために囲い込まれ、共有地となつた。

一方、トン村とその東方を流れるナムポン川の間は、低地で、そのなかにいくつかの沼地があつた。そのうち小さなものは、住民の先占によつて1920年までには水田に変えられてしまつた。逆に大きな沼地は、人々の先占を許さなかつた。トン村周辺には、キーベット沼 (Nong khi ped), ケー沼 (Nong khe), シゴーン沼 (Nong ngong) というそれぞれ36ライ, 16ライ, 40ライの沼地があつて、人々が魚獲り、水辺の草とり、牛の水場などに利用してきた。ただしどうした沼は、隣の集落との境界にあるため、2村の住民が利用している。

これらの沼地は、トン村や特定の村の住民だけに利用が認められたものではなく、誰にでも開放されていた。ただし水をくみ出して魚を獲るようなことは、禁止されていた。これらの沼地がトン村の共有地であるという意識は早くからあつたようだ、雨季には人々が共同で沼の清掃にあたつた。すなわち11月ごろになると、氾濫水がこれらの沼地にまで届くので、それを利用して人々は堆積物や草をナムポン川に押し出した。この共同清掃は、村長が氾濫水の状況を見て住民に呼びかけて行つた。特に参加を強制するわけではなく、毎年参加者の数は変動したといふ。シゴーン沼の場合、二つの村の協同清掃はなかなかうまくいかなかつたようである。

沼地で行われるもうひとつの共同行動は、魚獲りである。乾期になって沼の水位が下がると、人々は日を定めて一斉に魚獲りに興じた。その場合、魚獲りへの参加を強制されることはないし、逆に村外の人も自由に参加することができた。ところが三つの沼とも、1960年代の末には共同清掃の伝統が廃れてしまつた。ナムポン川上流の治水によつて、毎年の氾濫水が来なくなり、清掃作業がかなりの労力を要するものとなつたからである。その結果、沼地は雑草のために利用不能な状況になつてゐた。

このような沼地を改善し、より効果的に利用するために、村の役員はキーペット沼を住民有志に5年間貸し出すという提案を、1986年に行った。参加を希望する者はグループを作り、1000バーツの借地料を支払うと同時に、沼地を清掃することを条件づけられた。この提案を受けて、30人が沼地グループを結成し、さっそく30日ほどかけてこの沼を清掃すると、稚魚を購入し、養魚事業を始めたのである。

この借用に関して、トン村は借用証書を作り、その法的効果を示すために収入印紙まで貼付している。その借用書は、グループの代表者である村人を借地人とし、全村人（代表：村長）を貸地人として作られている。また、貸与の条件（沼の浅くなった部分を掘り直し清掃を行って、5年間荒らさないこと、1000バーツを地代として村に払うこと、清掃を怠れば1000バーツの3倍を罰金として払うこと、および貸与期間を5年間とすること）が明記されている。このように、キーペット沼はトン村の共有財産として貸し出され、村は1000バーツの地代と清掃された沼を得た。土地の賃貸借契約において、村が貸し手となっているところに、土地の占有主体としての村が明らかに意識されている。

この沼地グループは、魚が大きくなると毎夜交替で沼の見張りを行い、乾期には日を定めて入漁券を販売した。筆者が滞在中の1989年2月には、舟を出して投網を打つ場合は1艘当たり400バーツ、それ以外の方法による場合は1人当たり40バーツ徴収していた。その年は合計5万4000バーツほどの売上げがあり、うち1万1000バーツを稚魚代、4420バーツをその他の経費、2000バーツを寺への寄進、3万6000バーツをグループ会員への配当（1人1200バーツ）、残りを内部留保とした。こうして沼地の貸出しは順調にいくかと思われたが、91年にグループのリーダーがこの沼で溺れ死ぬという事件が起きた。たちまち沼の精靈の罰があたったという噂が広まり、有志たちは養魚事業から撤退した。キーペット沼は、またもや以前の荒れた沼地に戻ってしまったのである。

もうひとつの沼地であるケー沼は、1983年頃から1人の土地なし農が荒れた沼地を開墾して、稲を植えはじめていた。それまで沼は利用できないほど

荒れていたから、村人はこの私的占取を黙認していた。ところが88年に、村の会合でこれを問題とする者があり、年間200バーツの借地料を徴収することになったのである。89年に筆者が観察した限りでは、この沼地はかなり整備された水田に変わってきており、共有地から私的利益を得ていることに対する批判が起きたのであろう。このような批判に対して、借地料を徴収するという解決をとるところに、村としての土地占取意識が明瞭にみてとれる。

また学校用地として利用されていた土地は、その後学校が隣のノーン村内に再移転して、空き地となっていた。そこに1988年から、共同で桑を植える事業が開始された。これはE Cの補助金で販売目的の養蚕が村内で始められ、桑の作付地が必要になったためである。村はこの土地を18人の村人に均分して区画し（約1ライずつ）、借地料を年100バーツ徴収した。ところがトン村一帯の雨不足で桑の生育が悪く、販売向けの蚕種の飼育に不慣れなこともあって、92年にはほとんどの農家が赤字を出して商業的養蚕から撤退した。このため学校跡地も再び空き地のまま放置されることになった。

そのほか、現在トン村には、①広場、②ボクシング場、③埋葬林、④プーターの森、⑤池といった共有地がある。広場は寺の跡地（4ライ）で、中に屋根つきの集会場がある。人々は村の寄り合いのほか、モーラム、映画などの興行、行商が店を広げる場所として使用している。最近、広場の奥に保健所（sathani anamai）が政府によって建てられた。ボクシング場（0.5ライ）は、1990年に国會議員の寄付で建てられたものであるが、この敷地はもともとは道の分岐点にあった小さな空き地であった。埋葬林は40ライで、集落の東南のはずれにあって、隣のノーン村との共有とされている。これは火葬した後の灰を埋めたり、事故死の場合に土葬する場所である。プーターの森とは、村の守護靈をまつる祠の建つ小高い場所である。池はその祠の前に（1955年ごろ）掘られていて、生活用水として用いられている。プーターの森と池を併せて4ライの広さがある。

以上の共有地については、特に共同作業のようなものではなく、村長が国民の祝日などに村の清掃を指示したとき、ついでに清掃がなされる程度である。

ただし村の広場やボクシング場などの利用は、村の許可（実際には村長の許可）が必要である。広場で商業活動をする行商人は、必ず村長の許可をとり、場所代を村に納めねばならない。また村人でも、集会場を私的目的のため（例えば結婚披露宴など）に夜間使用したときは、電気代として村にいくばくかの現金を支払う。ボクシング場がまだできていないときには、その空き地を使って映画を掛けにくる業者がいたが、その場合でも同様の手続きが必要であった。これらは、村としてこれらの土地を共同占取していることの証拠である。

② シーポートーン村の事例

シーポートーン村（1993年時点では61戸）は90年ほど前に作られた歴史の比較的浅い村である（当時はポートーン村と呼ばれた）。一帯はムーン川沿いの低地帯であり、森林のなかに数多くの沼地があったといわれる。村を設立した最初の移住者は二つの家族であり、彼らは約440ライ（70ヘクタール）を先占した。このように大きな面積を私的に占有できたということは、当時この一帯に無主の土地が豊富に存在したことを物語っている。しかしこの2家族の子孫や後からの移住者たちによって土地が次々に囲い込まれると、1950年代にはほぼ先占の余地はなくなっていた。そしてこのように囲い込まれた森林のなかには、当然沼地も含まれていた。

森林が水田に変えられていくと、まず人々が利用できる近在の水場不足を感じられるようになる。そのため人々は約60～70年前に、ポートーン沼（Nong phon thong）と呼ばれる中規模の沼地を、共有地として確保することに合意した。当時この沼地は、すでに村人の1人によって囲い込まれていたが、人々は話し合いの末、これを村のものと決めたという。そして区長、村長が広さを計り、共同の水場として保存するようにした。同様のことが、約30年前にもトゥン沼（Nong thung）について起きている。この沼もやはりある村人が占有し、その後2度ほど村人の間で売買された後、子供へ相続までされた土地であった。しかし近在に水牛の水場がなくなってきたことから、

人々の合議によって村の共有地とすることを決めたという。

ところが政府が1976年にポートーン沼を掘り直したところ、水が濁ってしまい、魚も住まない状態になった。したがって共同の魚獲りも行われなくなっていた。その後80年に、ポートーン村からシーポートーン村が行政的に分かれた時点で、ポートーン沼はシーポートーン村の共有地とみなされる。そして行政村を単位として始められた住民による農村開発の一環として、この沼が利用されることになった。すなわち、87年に村人の手で沼の水質改善がなされると、翌年から政府の村落漁業基金を受けて、共同養魚事業が始められたのである⁽¹³⁾。

この沼地の場合、村が養魚事業を直営しているところに特徴がある。すなわち稚魚の放流は村の役員が行い、餌は村の全世帯が、年に2回、家畜の糞を手押し車2杯ずつ沼に投入する。幸いこの沼は集落のすぐ近くにあるので、夜間の監視を行う必要はない。漁獲は村人が共同作業で行い、村内の全戸に若干ずつ配るほかは、村人や近在の人々に販売する。この養魚事業を開始したのは、村の共同活動の基金を作るためであったから、魚の販売収益は堆肥を作るのに必要な粉がらの共同購入基金として積み立てられ、村民の経済状況の改善に役立てられている。

またこの事業を開始したことで、沼地は以前のオープン・アクセスの土地としての性格を失い、村の占有地として囲い込まれることになった。もはや村の許可なくこの沼地で魚を獲ることはできない。実際、養魚事業を開始して間もなく、村人の1人が深夜に魚を獲るという事件が起きたが、村人は寄り合いで話し合い、この村人に400バーツの罰金を科したうえ、その後3カ月間、寄り合いのたびに役員がこの例をあげて規則の遵守を呼びかけた。共有地の共同運用が始まり、村としてのルールと制裁が規定されるようになつたのである。

沼地を含まない森林についても、すでに30年前には、わずか15ライが未占有のまま残されていたにすぎなかった。その頃にはすでに私的占有地はほぼ水田に変えられていたから、雨期には牛の餌場を近在で確保しにくい状況が

発生していたのであろう。そこで、当時の村長がその土地を放牧場のための「共有地」として保存することを宣言した。その後1979年に、村は小学校の用地を買収するために、この共有地を1人の村人に売却した。このように村の共同の目的のために処分されていることからも、この土地が共有地としての実態をもっていたことが確認できる。

これら以外に、現在のシーポートーン村にある共有地として、ライスパンクの敷地がある。ライスパンクとは村人が共同で飯米用の粉を貯蓄し、低利で相互に貸し出すための組織である。この村がライスパンクを設立した当初は、村内に共有地がなく、私有の倉を借用していた。その後1983年に、地方税の還付金を村としてプールし、さらに住民から寄付を募って私有地を購入して敷地とし、米倉を建てた。

(2) コミュニティ林の「発見」

山地の多い北タイでは、上記の2村には見られない共有地が存在している。それは「コミュニティ林 (pa chumchon)」と呼ばれるものである。このような森林が、北タイにおいて広範に存在していることが明らかにされたのは、ごく最近のことであった。すなわち住民参加による開発を進めるNGOや研究者が、住民による森林管理の存在に着目し、共同調査を行って、150カ所以上ものコミュニティ林を発見したのである。

ここで「コミュニティ林」とは、「共同意識のある人々のコミュニティが、森林とその土地の利用のために、それを保護することにおいて、フォーマルあるいはインフォーマルな組織を用いて管理しており」、そこでは「利用の規則が定められ、領域が明確で、周囲のコミュニティからその森林に対する権利を認められている」といわれる¹¹⁴⁾。要するに、なんらかの地縁集団が団体として占有し、管理している森林のことであり、本章でもこの定義にのっとって議論を進めたい。

住民による共同管理の内容はおおむね次のようなものである。まず地縁組織によるなんらかの利用規制が敷かれる。樹木の伐採を認めないか、または

認める場合でも、なんらかの条件がつけられる。例えば、自宅の新築、増築についてのみ認めるとか、葬式の棺桶づくりには認めるなどの規制があることが多い。森林を区分して、生活林として薪などの採取を認めるエリアを限定する場合もある。また樹木以外の林産物（茸や薬草など）についても、自給を目的にしたものに限るなどの規制が敷かれることが多い。

これらの規制を徹底するために、住民の共同の監視活動が行われる場合もある。また使用のルールを成文化し、違反者に対しては罰則を適用するというところもある。このような規制は、少なくとも地縁組織の内部で合意が形成されていなければ作れないし、また実効性をもたないから、住民の間での十分な協議が、これらの利用規制や共同管理の土台となっている。

ところで上述のコミュニティ林調査の結果には、森林のリストが付されており、そこに面積、森林の用途、形成契機、管理主体についてのデータが載っている。そこでこれをもとに、コミュニティ林がどのような条件の下で形

表1 北タイにおけるコミュニティ林の用途

	カ所	%		カ所	%
合 計	153	100.0	J AおよびD	1	0.7
A 水 源	65	42.5	K AおよびE	1	0.7
B 生 活 ¹⁾	18	11.8	L BおよびC	3	2.0
C 宗教、信仰	8	5.2	M BおよびD	4	2.6
D 放 牧	2	1.3	N BおよびF	1	0.7
E 埋 葬	1	0.7	O CおよびD	1	0.7
F 村の共有地 ²⁾	4	2.6	P A,BおよびD	1	0.7
G 林産物資源 ³⁾	1	0.7	Q A,BおよびE	1	0.7
H AおよびB	26	17.0	R A,B,DおよびE	1	0.7
I AおよびC	1	0.7	S 不 明	13	8.5

(注) 1) 生活のための雑多な資源を得るための森。

2) 具体的な用途は不明。

3) 具体的な資源名は不明。

(出所) Chalatchai Ramithanon, Anan Ganjanapan, Santhita Ganjanapan, *Pa chumchon nai prathet thai: neao thang kan phatthana, lem thi 2 pa chumchon phak nua* [コミュニティ林：開発の方向 第2巻 北タイのコミュニティ林] Bangkok: Sathaban chumchon thong thin phatthana, 1993. の付表より筆者計算。

成され、また誰によって管理されているのかを、ある程度推測することができる。

まず用途であるが（表1）、コミュニティ林の半数近くが「水源林」としての森林である。他の用途も併せもったケース（類型H, I, J, K, P, Q, R）を加えると、63%になる。次に多いのは、生活用資源を採集する場としての森林であるが、他の用途を併せもつものを含めても34%にすぎないから、水源林の比重の大きさは抜きん出ているといえよう。また「宗教」や「埋葬」というような、伝統的信仰と関連するコミュニティ林は、量的にごくわずかであることを確認しておきたい。

次に形成契機であるが（表2）、半数近くが「資源利用の競合」によってコミュニティ林となったことがわかる。これは、①材木伐採のコンセッションやリゾート開発などの許可を受けた会社と住民の森林利用との競合、②山の上に住む少数民族の農耕とふもとの住民の水資源確保との競合、あるいは、③住民の間でも畠地に転換したい者と森林としての利用に依拠する人々との競合、などが主な内容をなす。要するに、需要に対して資源が希少化してきたことが、コミュニティ林の形成契機となっているのである。このほかに

表2 北タイにおけるコミュニティ林の形成契機

	カ所	%		カ所	%
合 計	153	100.0	J AおよびB	3	2.0
A 資源利用の競合	71	46.4	K AおよびC	3	2.0
B 天候不順、自然 災害、水不足	8	5.2	L BおよびC	5	3.3
C 土着の信仰、習慣	10	6.5	M BおよびF	1	0.7
D 水源であるから	9	5.9	N CおよびG	3	2.0
E 林産物の产地	1	0.7	O CおよびF	1	0.7
F 僧侶、寺の勧め	2	1.3	P CおよびH	1	0.7
G NGOの助言	5	3.3	Q A,BおよびC	1	0.7
H 政府の助言	5	3.3	R A,BおよびH	1	0.7
I その他	4	2.6	S 不 明	19	12.4

(出所) 表1と同じ。

「天候不順、自然災害、水不足」という類型も、資源の希少化によってもたらされたとみれよう。この二つの契機を含むものは全体の61%にのぼった(A, B, J, K, L, M, Q, Rの合計)。これ以外には、特に目立つ形成契機はないから、北タイのコミュニティ林のほとんどが、資源の希少化をきっかけとして作られてきたといってよい。ここでも、土着の信仰を契機とするものは10ケース(6.5%)で、他の契機を併せもつものを含めても24ケース(16%)にすぎない。しかも原リストで読み取れるかぎり、24ケース中少なくとも14ケースが、カレン族、アカ族、リス族など、山地少数民族の村のコミュニティ林であることがわかる。

以上二つの表から、次のようなことが推測できる。まず水源林がコミュニティ林として多いのは、水という希少資源を含んだ大地であるためであろう。森林が面積的に広く存在していても、水源となる部分は希少性が高く、人口の増加や開発によって資源利用の競合がいち早く起こる可能性が高い。また木材伐採のコンセッションは1960年代に、市場向け畑作(メイズなど)は70年代に、それぞれ広まっているので、資源の競合もその頃から激しくなってきたものと考えられる。さらに80年代では、商業木の植林やリゾート建設などが、ブームとなり、資源の競合をさらに厳しいものとしている⁽¹⁵⁾。

逆に、このような森林資源の商業的利用が始まる以前では、水源林のような山奥の森林に手をつける者は、ほとんどなかったとみてよからう。なぜならば集落の近在に、豊富な森林が存在しており、人口圧力もまだそれほど高まっていなかったからである。また、自給的色彩の強かった当時の農家経済下では、住民が広い面積で森林を破壊する経済的インセンティブもなかったであろう。そのような時代でも、人々は水源林の重要性を認識していたであろうが、水源林には手をつけないという伝統的規範さえ共有されていれば十分管理できた。したがってコミュニティ林を住民が共同で組織的に管理するという現象の多くは、早くても1960年代、とりわけ資源利用の競合が厳しさを増した80年代に起きたと考えられる⁽¹⁶⁾。

他方、信仰や慣習のような伝統的契機、目的で団体によって囲い込まれた

森林は、村の守護霊の森や埋葬林のような小規模のものを除くと、それほど一般的ではない。タイ人研究者やNGOは、このような文化的、伝統的契機を強調する傾向があるが、前述の大量調査結果は、そのような見方を支持していない。少なくとも北タイの人口の大多数を占める平地タイ人（ユアン）では、集落の後背地である森林まで共同で囲う信仰やシンボルは一般的でないようだ。

なお資源利用の競合を契機として、共有意識が生じたり、組織的なコミュニティ林管理が発生するということは、北タイのみならず、東北タイにおける事例研究も指し示している。例えば河野等は、ヤソートン県において複数のコミュニティ林を調査し、同様の結論にいたっている⁽¹⁷⁾。中部タイではコミュニティ林の存在は希であるが、ラヨーン県でのチャントナー等の調査によると、森林伐採や採石のコンセッションを契機に、住民が共同で国有保護林の一部を保護する活動を行っている事例があった⁽¹⁸⁾。南タイについてはニティがデータを収拾している。それによると101カ所のうち、住民による共同管理が最近になって始まったというものが少なくとも75カ所あり、逆に起源を特定できないほど古いとされているか、100年以上の歴史があるというのは3ケースのみであった⁽¹⁹⁾。

(3) 共有地と占取主体

これまで論じてきた共有地は、その形成の経緯から明らかのように、元はオープン・アクセスの土地として住民に認識されていた。そのような土地の私的占有が進むとともに、残った土地について「共有」意識が発生したわけであるが、すべての無主地についてこのようなプロセスが生じるとは限らない。「共有」地とされることなく、すべてが私有地化されることのほうが多い。

そこで注目したいのは、「共有」地を意識する側、すなわち地縁組織の条件である。あるエリアを共有地とするには、まずその土地にアクセスできる地理的範囲にいる人々全員の合意が必要になる。公共地利用の利害が地域住

民のなかで必ずしも一致しているとは限らないから、そのような合意形成が、たとえ暗黙のうちにでもできなければ、共有地は生じないであろう。

筆者は別稿において、東北や北タイの集落が、行政村や寺の布施者集団と一致するケースが多く、集落としてのまとまり意識、行政村の自治制度、寺に関連した資源動員・管理経験を住民組織化に利用できる条件を有することを明らかにした⁽²⁰⁾。コミュニティ林の場合でも、この地方では集落が団体として土地を占取することは当然とみなされやすいし、同時に行政村という公式の団体でもあるために、他の地縁団体や民間企業、政府などと資源利用について交渉できる立場にある。例えば先に示した北タイのコミュニティ林について、その管理主体が誰であるかを見てみよう。表3によれば、50%が行政村であり、他の主体との共同管理の場合（H～L）を含めると、その比重は61%にもなった。水源林が多くありながら、水利組織が管理主体となる例はわずかであり、機能組織であるコミュニティ林管理委員会によるケースも少ない。

このように、広い面積をもつ森林でさえ、行政村という単位が管理主体となって共有地を維持している。まして小規模の沼地のような利用者がほほひとつの村に限られるような公共地の場合、行政村ないし集落がその占取と管理・運用の主体となるのは自然であろう。

表3 北タイにおけるコミュニティ林の管理主体

	カ所	%		カ所	%
合 計	153	100.0	H AおよびC	1	0.7
A 行政村役員会	77	50.3	I AおよびD	4	2.6
B タンボン評議会	15	9.8	J AおよびE	4	2.6
C コミュニティ林 管理委員会	10	6.5	K AおよびF	6	3.9
			L A,EおよびG	1	0.7
D 水利組織	7	4.6	M B,DおよびE	1	0.7
E 僧侶ないし寺	0	0.0	N CおよびD	1	0.7
F 住民グループ	5	3.3	O 不 明	21	13.7
G 政府組織	0	0.0			

(出所) 表1と同じ。

逆に、行政村が自生的な人々のまとまり意識を代表しない状況にあるとき、地縁的範囲での合意形成は困難になる。そのようなところでは、森林保護活動が有志グループの形をとって現われることがある。例えばラヨーン県（中部タイ）のバーンレーン区の場合、森林の保護は住民有志による「森林保護グループ」の定期的な見回りによってなされている。このグループは、中心メンバー以外、会員すら固定しておらず、見回りも任意参加に依拠していた。これは行政村という単位で、人々の合意を作っていくことが困難であったためにとった方策であった。ただし、保護活動を権威づけるため、区（タンボン）評議会において、有志グループの活動を公認させている⁽²¹⁾。

第2節 共有地をめぐる土地制度

以上のような実態をもつ共有地は、法制度上では国有地であるから、国家による管理制度から自由ではありえない。そこでこの節では、共有地をめぐる法制度と行政制度について検討していく。

1. 国有地概念の変化

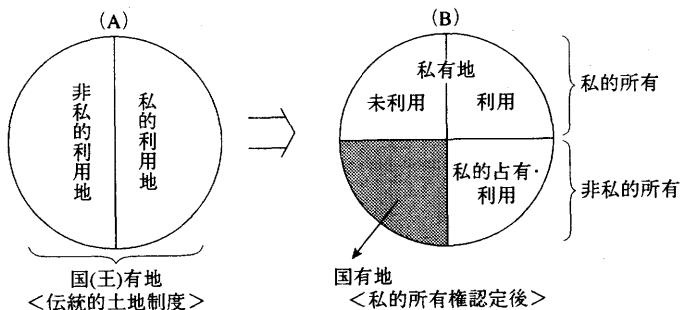
アユタヤ王朝期に形づくられたとされるタイの土地制度の原形は、次のような原則をもったものであった⁽²²⁾。まずタイの国土は、すべて国王によって所有されている。したがって人民による土地の売買は禁止され、人民は国王の許可の下に私的に利用することのみが許されていた。所有権が国王にあるため、土地の私的占有権は弱く、国王の意思によりいつでもとりあげることが可能であった。また実際に利用していない土地は、他の人民が占取してもかまわなかった。

このような土地制度の背景には、人口に対する土地余剰という環境条件があった。未利用の土地は、人民の労働対象になることによって、初めて支配

者へ余剰をもたらすことが可能になる。ただしタイの場合、地税という形よりも、労働税や人頭税の形での余剰のほうが、国家財政上重要であった。ラタナコーシン朝（バンコク朝）ラーマ4世王期にバンコクに滞在したパルゴア（Pallengoix）の記録によると、1850年頃の政府収入の52%が人頭税収入であり、水田からの地税は7%を占めるにすぎなかった⁽²³⁾。政府にとって重要なことは、人民が（余剰を提供するに）必要十分な労働対象を占有することであって、労働対象とならない形での土地支配は排除されねばならなかつた。こうして私的所有権が否定される一方で、私的な占取はむしろ奨励された。当時の土地管理担当部局である田地局（Krom na）の任務には、未占有の土地に人民を入植させる仕事があり⁽²⁴⁾、土地占取後1年目は田租免除、4年目までは減額が認められた⁽²⁵⁾。このような伝統的土地制度の下では、国家（王）によって所有された国土は、私的な占有・利用が認められた土地とそうでない土地に大別される。そして、前者は余剰収奪の源として、後者は将来の余剰収奪のためのリザーブとして、存在していたといえよう（図2の(A)）。

このような土地制度の原則は、1855年に締結したバウリング条約を契機に変化はじめる。すなわちそれ以後、タイは西欧諸国との自由貿易を開始するのであるが、これによって海外の市場を得た米価が急速に上昇し、それに伴い水田価格も上昇した。特に米作地帯のチャオプラヤー・デルタ下部では、

図2 国有地概念の限定化



土地の売買、質入れ・質請けが頻繁になされ、その結果、土地に関する権利をめぐる係争が起きるようになっていた⁽²⁶⁾。さらにラーマ5世王期に入ると、ランシット地域をはじめとする運河の開削が始まった。政府は民間による運河開削を奨励するために、開削後の運河周辺の土地を私的に所有する権利を約束した。ところが土地の経済的価値を認識した農民や官僚、貴族が、運河開削前に土地の先占をしていたと主張して、運河開削会社との係争が多発した。これらの土地紛争を防ぐためには、土地の所有権の確定が必要と考えられたのである。また農民のなかには訴訟での交渉力を強めるために、フランスやイギリスなどの保護民に登録する者すら現われた（当時の西欧諸国との不平等条約により、これらの者にはタイの司法が及ばなかった）⁽²⁷⁾。植民地化への不安をもつタイ政府としては、自国民が西欧列強の法治下へ入ろうとする動きは、放置できない事態であったろう。

一方、政府は税収の確保のためにも、土地所有権の確定を重要とみるようになった。すなわち、人民がどれだけの土地を所有しているのかを把握し、そこから確実に徴税する必要に迫られたのである。当時、統治制度の近代化のために政府支出が増加している一方で、関税自主権がないために関税収入が思うように伸びないという問題があった。そのため地税収入の増加が求められていた。

こうして、政府は1901年に初めて地図つき地券（chanot phaeng thi）を発行する。この地券は、トレンス法⁽²⁸⁾に基づいて作成されるもので、ラワーン（rawang）と呼ばれる地籍図のなかに地片の位置が示され、また各地券の裏には地片の形状が描かれている。この地券こそ、私的所有権を明確に謳った初めての証書であった⁽²⁹⁾。この地券が出された地域では、田租も地券に示された面積に対して支払われるべきものとされた。当時の税制では、稲の実作付面積に対して課税される水田もあったから、この地券の出された地域では税率が上昇したところが多かった⁽³⁰⁾。

このように私的所有権が認められたことで、タイの国土を分ける基準として、「私的に利用されているか否か」というものに重ねて、「私的に所有され

ているか否か」という基準が現われたことになる。この私的所有地の登場は、国有地という概念に根本的な変更をもたらした。すなわち国有地は、法律上、私有地を除いた部分となり、実質的には公的に認められた私的所有地をさらに除いたエリアに限定された（図2の(B)）。

2. 公共地概念の発生

国有地概念が制限されたとほぼ同時期に、国有地の意味も、単なる私的所有のための（つまり将来の余剰収奪のための）リザーブではなくなりつつあった。すでに1898年には、「私的所有に関する規則」(Kho bangkhab kan huang ham thidin ro so 117) のなかで、私的所有を禁止する土地として、「公共の利用地」という項目があげられていた⁽³¹⁾。また地図つき地券が発行されたと同じ1901年の農業大臣規則 (Kot senabodi krasuang kasethikan ro so 120) では、先占を禁ずる土地の例として、牽引用家畜（すなわち牛、水牛、馬のこと）の放牧地があげられている⁽³²⁾。このことからすると、19世紀の末には、同じ国有地でも人民の先占を認める土地と、認めない土地とを区別する考えが現われていることがわかる。そして後者のなかには、公共の利用に付されている土地というカテゴリーが意識されていた。このような私的所有の制限や公共地を保護すべきという理念が、なぜこの時期に法律のなかに明示されるようになったのかは不明である。とりわけ放牧地のような土地は、実際には単なる無主の森林や草地であるから、私的所有を認める土地とはその形状や自然的属性において違いがない。にもかかわらず、それを将来の徵税リザーブ（すなわち先占を認める土地）とは区分しておこうというのであるから、そこになんらかの機能的特殊性を、国家が認知していたとみることができよう。

その後、地券公布に関する手続きを集約した1908年の地券公布法 (Phra racha banyat kan ok chanot thidin ro so 127) でも、国有地のなかに私的所有を認めない土地があることが再確認された。さらに1914年の地方統治法 (Phra racha banyat laksana pok khrong thong thi pho so 2457) では、公共地の

管理主体や登録についての規定が作られた⁽³³⁾。そして1925年の民法典改正によって、公共地は三つのカテゴリーに整理される。この民法典（Pramuan kot mai phaeng lae phanit）の規定が、現在にいたるまで、タイの公共地に関する権利関係を基本的に定めるものとなっている。

3. 公共地の法的区分

国有地（thidin khong rat）はタイの法律上に定義がなく、先述のようにただ私有地を除く土地として土地法典（第2条）のなかで述べられているにすぎない⁽³⁴⁾。また官有地法（Phra racha banyat thi racha phasadu pho so 2518）はその第4条において、「国家の公共財産」（satharana sombat khong phaeng din）とそれ以外（sapsin khong phaeng din thammada=日本の国有財産法で言う「普通財産」）とを分けている。後者の普通財産が、いわば国家の私産として、大蔵省の権限の下で処分しえる財産であるのに対し、前者は国有の公産としての財産である⁽³⁵⁾。本章でとりあげる公共地とは、法律上このカテゴリーに入るものである。さらに公共財産は民法典第1304条において、次のように区分されている。

第1304条(1)：荒蕪遊休地（thidin rok rang wang plao）

同条 (2)：共用財産（人民の共同の利用に供される財産, sapsin samrap phonla muang chai ruam kan),

同条 (3)：国家の特定用途のための財産（sapsin phua prayot khong phaeng din doi choepho）

このうち(3)は、民法典中に軍の要塞、兵舎、官公庁の建物、軍艦、武器類という例示があり、いわば公用の財産であって、人民は直接利用することができない。(1)は、人民や官による公共的利用に付されていない公共地であって、法に則って手続きさえ行えば私的占有が可能な土地は、これに含まれる。

これに対して、(2)はその利用が一般に開放されると同時に、私的な占有が禁止されている財産である。すなわちこの財産（以下、土地に限定して論じる

ので、「共用地」と呼ぶ)については、住民が共同で利用できる状態を維持することが、法律で義務づけられているといえよう。民法典には放牧地や道路という例示があり、また1914年地方統治法のなかでは河川、運河、道路、放牧地があげられている。そのほかにも、公園、海岸、湖沼、あるいは領海も同様の分類に入るとされる⁽³⁶⁾。

以上が民法上の公共地区分であるが、住民の側が認知するところの「共有地」との関係で、次の点が注目される。まず、住民が共同で利用している土地を、国家が保護する規定が、法体系のなかに存在している。言い替えれば、タイの法制度は国有地に関する人民の共同の利用権を保証している。しかし、それはあくまで利用上の開放性（オープン・アクセス）を維持するものであり、共同の所有・占有を保護するものではない。また共用地には、領海、海岸、公園、道路のような不特定多数の人民が利用する可能性の高い土地から、放牧地、沼地、埋葬林のように、その利用者がほぼ周辺地域住民に限定されるような土地まで含まれている。土地の利用が一私人に限定されないという意味では、同じ共用地であるが、地域住民の共同的な意思の影響力という点では、これらの土地の間にはかなりの違いがあるとみるべきであろう。前節でみたように、後者の土地には住民により共同で占取され、管理されているものがあったが法律の公共地区分には、公共地の管理面における住民のかかわり方の違いが反映していない。

4. 共用地の保護制度

(1) 保護の法的手続き

法律上、共用地を私的先占から保護する規定があっても、実際に共用地が維持管理されるためには、法律を実効たらしめる制度が重要である。上述のように法律上は、公共の用途のために維持されるべき土地と、住民の私的な先占を認める土地とは区別されている。しかし、現実にある土地が、どのようなカテゴリーの公共地なのかを確定することはそう容易ではない。とりわ

け共用地のなかでも、放牧地、沼地、埋葬林などは、外觀上は人々が私的に占取してきた森林や草地と同じである。したがって、集落の回りに広がる森林（そのなかにある沼地を含む）を、先占可能地と先占禁止地（thi huang ham）とに線引きし、それを守らせる制度が重要になる。

まず、ある土地が先占禁止地であることの宣言がなされねばならない。そのための手続きは、1935年まで特に法律で定められておらず、中央官庁や地方統治の担当官吏による布告や命令によってなされることが多かったようである。先占禁止の公共地を定める手続きが法律に定められたのは、1935年の「公共地である荒蕪遊休地の先占禁止に関する法律」(Phra racha banyat wa duai kan huang ham thidin rok rang wang plao an pen satharana sombat phaeng din pho so 2478) が初めである。この法律（以下、「1935年法」と略）では勅令(phra racha krtsadika)によって、先占禁止の布告を行うよう定められているので、官報に先占禁止の公示がなされている。1954年に土地法典が制定されると、1935年法は廃止され、代わって土地法典第20条第4項に基づき、国家土地管理委員会 (Khana kamakan chat thidin haeng chat) が先占禁止を布告するようになった。この布告は、勅令によらずとも可とされ⁽³⁷⁾、また1986年に国家土地管理委員会規則が改訂されるまで、必ずしも官報掲載が義務づけられていなかった⁽³⁸⁾。

また以上のような布告があらかじめなされていなくても、実態として住民の共同利用に付されていれば、共用地として認めることが可能である⁽³⁹⁾。これは私的占取が公共の利用を著しく阻害して係争が起き、司法による判断がなされるケースである。

他方、以上のような民法と土地法の体系による公共地保護とは別に、森林保護の観点から国有地の保護を規定する法律が出されてきた。すなわち1983年に初めて土地としての森林を保護する法律が定められ、勅令によりその領域が示されるようになった⁽⁴⁰⁾。その後、国有保護林法 (Phraracha banyat pa sanguan haeng chat, 1954年制定) をはじめとする森林保護法が相次いで定められ、1993年時点では国土の約45%が国有保護林と規定されている⁽⁴¹⁾。森林

は保護地とされる以前は荒蕪遊休地と理解できようが⁽⁴²⁾、いったん保護林に指定されると、住民の利用が排除されることになる。したがってこれらの森林関連法体系のなかでは、森林は住民が共同で利用する土地として規定されてこなかったといえよう。

このように、実際の先占禁止は多様な法的手続きによっており、現在どれだけの土地が、公共目的の先占禁止地とされているのか不明である。しかも以上の法的手手続きは、公共地を私的先占から保護するためのものであり、このなかで、放牧地や沼地のように特定地域住民が共同で利用する土地として保護されたものがどれだけあるのかもわからない。

ただし1935年法による先占禁止地については、先述のように官報に公示されているので、それを逐一調べることで、ある程度先占禁止地の属性を知ることができる。筆者が確認したかぎり、1935年から54年の間に告示を確認できた116ケースのうち、住民の放牧地や薪採取地として保護されたものが3ケース、養魚地として保護された沼地が2ケースにすぎなかった。反対に、軍用地14ケース、刑務所関係9ケース、農民への土地配分用地（入植事業地など）25ケース、採石場11ケースなど、国家機関の直接の管理下におかれたり、その下で私的利用に付されたりする土地を、あらかじめ保護するケースがほとんどである。

また1954年土地法典に基づく公共地保護布告は、1995年10月までに219カ所に対して出されたのみであり⁽⁴³⁾、しかもそのなかには、官用地も多く含まれていたから、人民の共用地は54年以降もほとんど、法律であらかじめ指定されていないということになる。

以上の事実は、政府の側が人民の共同利用地を保護する法的規定を積極的に出してはこなかったことを意味する。また住民の側にも、特に係争でも起きないかぎり、共同で利用しているオープン・アクセスの土地の保護を、法律で認定させようというインセンティブはなかったであろう。したがって、このような土地が実際に私的占取から免れるか否かは、住民がそこを共同利用地として維持すべき場所と認知しているか否かに、依存していたとみると

とができる。前節のトン村であげた公共地のうち、法律に基づく保護地はなく、わずかにハイ川高台が次項で述べる公共地目録に記載されているにすぎなかった。

(2) 公共地の領域確定制度

次に先占を禁止した公共地を実際に線引きする作業が、実際の共用地の保護のためには不可欠である。1935年法以前の布告に基づくものが、どのように線引きされていたかについてはほとんどデータがないが、おそらくせいぜい隣接する土地の名前を記述したり、東西南北の長さを示す程度であったろう⁽⁴⁴⁾。1935年法では対象となる公共地の地図が、官報に付されることになっている。しかしその地図も、地籍図ではなく、多くは5万分の1や10万分の1の地図に、先占禁止地の境界を書き込んだものだった⁽⁴⁵⁾。

1954年以降の土地法典に依拠した場合には、国家土地管理員会が土地法典施行後間もなく、具体的な手続きを定めている⁽⁴⁶⁾。これによると、官用地・共用地として国有地を先占禁止とするときには、その土地の位置、面積などとともに地図を添付することになっている。しかしこの地図は、国防省か土地局の地図を用いればよく、特に改めて測量する必要はないとされていた。これらの地図は地籍図ではないから、地片の境界はもともと示されていない。その上に先占禁止したい領域を線で示せばよかつた。つまり1935年法と同じ方法がとられたのである⁽⁴⁷⁾。ようやく86年の国家土地管理委員会規則第9号で、先占禁止される土地の領域が地籍図ないし空中写真の上に位置づけられることが定められた⁽⁴⁸⁾。

以上のような法的な先占禁止手続きに伴う線引きのほかに、公共地の状況把握のために公共地の登録が行われてきた。遅くとも1914年の地方統治法第114条では、郡役場で人民の生活を支える土地の目録を作ることが規定されており、その土地のなかに公共地も含まれるとされている⁽⁴⁹⁾。つづいて1917年には、国有地証書 (nangsue samkhan thi luang, 略称No.So.Lo.) の第1号がラープリー県の陸軍用地に出されている⁽⁵⁰⁾。その後公共地の登録は、リスト

形式の目録と、地片ごとに発行される国有地証書の、二通りの方法でなされたきた⁽⁵¹⁾。

前者は各郡内にある共用地を一覧表の形で示したもので、地図はつけられておらず、共用地の領域は、おおまかな縦横の長さと隣接地が何であるかによって記述されているにすぎない。したがって領域の特定は曖昧なものとなる。例えば隣接地が私有地の場合、もしその所有者が共用地を侵食しても、目録のデータからは排除する証拠を提示することができない。共用地が別の公共地に接しているような場合では、境界の特定はほとんど不可能である。特に未占有地が広く存在し、保護されるべき共用地が先占を認める公共地と接しているような場合、前者と後者の領域を区分することは困難なケースが多くあったであろう。例えば筆者が土地局で閲覧したプリラム県プライマート郡（東北タイ）の1949年作成の目録では、共用地の境界が「森林」としか記されていないケースが多くみられた。おそらく、共用地も周囲の「森林」とほぼ同じ景観を示していたであろうから、このような境界区分によって先占を防止することは不可能である。

一方国有地証書のほうは、地片ごとに作られる証書であって、裏には地片の図が描かれており、前者よりもその領域は正確に把握できる。ただしこれは官用地やその他の国家財産に対しても発行される。しかもこの証書が出される土地は、きわめて限られていた。土地局年報によれば、1971年末の発行量は3708ケースであり⁽⁵²⁾、筆者が土地局で閲覧した限りでは、75年のある時点で出された証書に4570という続き番号が付されていた。このような証書が出されるべき国有地が全体としてどれだけあるか不明であるが、69年の行政村数が4万5000強であり⁽⁵³⁾、筆者の調査経験からしてほとんどの村で道路や運河・河川以外にもひとつぐらいはなんらかの共用地があること、しかも発行された証書のなかには官用地も含まれていることからすれば、少なくとも70年代まで、農村にある共用地のほとんどは、この証書をもたなかつたとみてよからう。

正確な地籍図を伴った線引きが、保護されるべき公共地に対して十分なさ

れていないのは、タイの国土全体の地籍図作成や私有地に対する地券発行が遅れていることが原因である。最も正確な地籍図を伴った地券はチャノート (chanot) と呼ばれるものであるが、1989年時点で民有地の17%ほどにしか公布されていなかった⁽⁵⁴⁾。

またチャノートに準ずる証書として「地図つき土地利用済み証書」(No.So.3Ko.) がある⁽⁵⁵⁾。この証書発行のための空中写真撮影は、1972年から79年にかけて行われ、ほぼ全国で5000分の1の縮尺の空中写真上に地片をプロットすることが可能になった。逆にいえば、70年代半ばまでは、このような空中写真地図すら整備されていなかったことになる。この航空写真に基づく地片図は、地上の凹凸によるゆがみを修正していないなど、正確さの点でチャノートのもととなる地籍図に及ばない。なお No.So.3Ko. の発行面積は、89年時点で民有地の約35%を占める⁽⁵⁶⁾。

このようにタイ全体の地籍確定が、少なくとも1970年代まではごく一部の地域でしかなされていなかったことが、公共地の領域確定も困難にしていたといえよう。したがって、侵食を防ぐには、公共地を利用している人々が、その領域、境界を共通に認識しているか否か、ということにかかるてくる。

(3) 公共地の管理主体

公共地が守られるためにもうひとつ必要なのは、管理を実際に行う主体の存在である。公的な制度のうえでは、公共地の管理者は以下のように定められている。民法典1304条において区分されたカテゴリーごとにみていく⁽⁵⁷⁾。

(1)の「荒蕪遊休地」は内務省土地局長の所轄である。しかし実際の管理については、県、市 (thesaban)、衛生区 (sukhaphiban) という地方統治単位に委譲している。農村部はこのうち県の所轄になるから、さらに郡が業務を委託される形になるので、実際には郡長が直接の管理責任を負う。

(2)の共用地については、土地の種類によって所轄が異なる。農村の経済とかかわりの深い土地についてのみみるとしよう⁽⁵⁸⁾。まず、放牧地、沼地、埋葬林は、内務省地方統治局 (Krom kan pok khrong) の末端に位置する郡

長の所轄におかれる⁽⁵⁹⁾。河川、運河、湖や大きな沼地（bung）、領海は交通省港湾局（Krom chao tha）が所轄する。道路はそれが国道（thang luang）であれば、交通省大臣の任命する国道管理長（Phu amnuai ngan thang luang）が管理する。農村の道路の場合、県知事か郡長がその任に当たる。灌漑水路については、人民灌漑の場合は郡長、それ以外の場合は農業省灌漑局（Krom chonprathan）となっている。

(3)については大蔵省財務局（Krom thanarak）が所轄している。

なお森林は、農業省森林局が森林の「上もの」（立木など）について管理しているため、森林局の許可なしに土地の処分ができない。

このように、共用地のうち住民の共同的意思が働きやすい土地（放牧地や沼地、埋葬林など）でも、公的制度上の管理主体は、あくまでも郡という政府機関である。それは公共地の管理主体が初めて法律上に定められた1914年地方統治法の段階からのことであった。同法第117条および第118条では、小河川、運河、道路の管理は政府が行うこと、郡役人はその維持管理のために人民を集め共同作業を行う、と規定されている。つまり人民は、公共地を共同で利用する権利のみ保証されていたのであって、それを管理する権利は与えられていなかった。

しかし郡の役人によって農村内の共用地をすべて管理することは不可能である。共用地の数は多く、その管理を専門にするスタッフは郡役場にいない。しかも上述のように、共用地を守る証拠となる地図が不備であったから、管理のための作業は容易でない。こうして結局は郡も、地域住民（具体的にはその代表者であるガムナンや村長）に依拠しなくては、共用地の管理を行うことができなかつた。

5. 共有地管理をめぐる制度矛盾

以上のような国家の側の制度は、1970年代以後変化しつつある。70年代までに公共地の占取が進み、とりわけ森林の減少やそれに伴う環境問題が顕在

化すると、まず公共地の管理が政府にとっても重要問題と認識されるようになった。また、70年代末には地図つき土地利用済み証明書（No.So.3Ko.）の基礎となる空中写真がほぼ全国をカバーするようになり、80年代半ばすぎから地籍図もこれまでに比べ格段の早さで出されるようになっている⁽⁶⁰⁾。このように基礎となる地図づくりが進んで、公共地の領域特定がより正確になされるようになった。国有地登録証の発行も70年代の10倍のスピードでなされており、91年では約5万1000ヵ所にまで増加した⁽⁶¹⁾。国家土地管理委員会による保護すべき公共地の布告も、政府の公認するコミュニティ林などの保護のために、今後は積極的に出していくという⁽⁶²⁾。これらは、住民が共有地を私的占取から守ろうとしたときに、証拠や法的根拠となるであろう。また住民側と政府の意思とが一致した場合には、住民は共有地保護の権威を国家によって与えられることになる。

しかし国家の側からの公共地管理制度の強化と住民の慣習的共同利用の必要とは、一致しない場合が起こる。まず、政府による公共地の具体的な線引きが実施されるようになり、政府の意図する土地利用目的と住民のそれとの間にくい違いが生じる。それが最も広範かつ激しい形で現われているのが、森林をめぐる線引きである。すでに述べたように、森林という公共地は、これまで最も激しい私的占取の対象となってきた。政府は1930年代後半以後、いくつかの法律で土地としての森林の保護をはかってきた。しかし実際には私的占取が進んで、実際の森林面積は保護区域とされた面積をはるかに下回っている⁽⁶³⁾。

そこで政府は、残されている森林をこれ以上の侵食から守るために、1980年代半ばから森林の再区分を行ってきた⁽⁶⁴⁾。すなわち、森林を、①自然のまま保護すべき森林、②経済的目的のための森林、③農用地に転用すべき森林、に区分し、①については国家（森林局）がそのなかで生活しているものを排除し、植生が衰退したところには植林したうえで、森林としての管理・保護にあたる。

この結果、次のような問題が発生している。すなわち、①とされた区域の

なかで、住民が共同で利用してきた土地がある場合、その利用・管理をめぐって住民と政府との対立が顕在化するケースが現われた。前節で述べたように、北タイでは「コミュニティ林」があって、それは①のエリアにも広がっているのである。

②のエリアについては、政府も「コミュニティ林」の奨励を謳っている⁽⁶⁵⁾。しかし、それはあくまで①のエリアを侵食させないためのものとされる。またこのエリアでは政府が「経済的に価値の高い」木を植林することも奨励されており⁽⁶⁶⁾、その場合、住民の共同利用と対立するケースも出てくる。例えば、東北タイにおいて政府が国有保護林のなかにユーカリを植林するプロジェクトを行ったところ、その土地を採草放牧に利用していた住民が反発し、ユーカリを引き抜くといった事件が起きた。ユーカリはパルプ原料として販売される促成木であり、政府は衰退した国有林を「経済的目的」に利用したのであるが、それと住民の「経済的利益」とは一致していなかったのである⁽⁶⁷⁾。

政府による管理強化がもたらすもうひとつの摩擦は、既存の法律・行政制度を厳密に適用しようとするところから生じる。すなわち、かつて共用地がオープン・アクセスの土地として存在した時代に作られた制度を、住民の組織的共同管理が現われてきている現在に、そのまま適用することから生じる問題である。例えば法制度上、共用地はオープン・アクセスであり、かつその状態が維持されることが原則であるから、地縁団体が共用地を排他的に使用することが法の原則に抵触する場合がでてくる。特に共用地を特定の住民に委託して管理させる（借地させる）場合には、土地の公共性・開放性が阻害されるとして、法律違反とみなされる場合もある。実際、東北タイのサクーン村では、公共地を開墾し村人の桑作付け地として貸し出そうというプロジェクトが行われたが、その際、リーダーの村長は、政府により不法行為として糾弾される可能性を自覚していた⁽⁶⁸⁾。また筆者自身の調査したなかでも、スコータイ県で同様の軋轢が発生していた例があった。そこでは、1986年より区長のイニシアチブで、家畜放牧などに使われていた荒れ地の一部を、区

内の希望者に1戸当たり1ライずつ分けて利用させるプロジェクトが行われていたのだが、政府は公共地を私的に分配することは法律違反であるとして、その中止を求めていた⁽⁶⁹⁾。

おわりに

以上にみてきたように、タイの法制度は、国有地の一部を地域住民が共同で利用する権利を早くから認めてきた。また、それを政府が保護・管理するための制度も作られている。にもかかわらず、その制度には、法的手続き、位置・領域の確定、管理の実施といった面で欠陥があり、政府による管理を実効たらしめるものとはならなかった。実際、1990～93年にかけて内務省が調査した公共地のうち、38%が私的に占取されていたのである⁽⁷⁰⁾。結局、ある公共地が保護されるためには、それを実際に利用している住民が、保護すべきことを共通に意図し、その領域を共通に認知し、そして共同管理することが不可欠であった。

他方、住民の側では、公共地の減少が進むまで、それを共同で保護・管理しようという意識が弱かった。すなわち未占有の土地が広がる環境下では、公共地はオープン・アクセスの土地であり、共同で利用する一方、私的占取の土地リザーブとしても認識されていた。もちろん沼地や水源林のような希少性の高い土地は、早くから保護されるべきエリアと認識されていたであろうが、その他の大部分の森林や草地、小さな沼地などについて、法律で言うような共用地と荒蕪遊休地の区分は、住民に意識されていなかったであろう。

人口増加や商品作物の導入、コンセッション、経済開発などによって、公共地のもたらす用益の希少性が顯示的になりはじめると、住民は残った公共地の共同占取の必要性を意識はじめた。しかしこの段階では土地の私的占取についてのみ制限が加えられたのであって、土地が生み出す資源（木材、燃料、家畜用の草や水、食用の動植物など）に対するアクセスは、一般に開か

れている場合が多かった。また共同の管理がまったくくなされない場合も多く、あっても単純なものであった。1970年代に入るまで住民の共有地管理制度はおおむねこのような状態であり、政府による公共地管理制度と大きな摩擦を起こすことがなかった。上述のように、公的な管理制度が内包していた欠陥の故に、公共地を政府が直接管理することが实际上困難であったからである。

しかし公共地の希少性が高まると、住民は共有地管理の内容を高度化する。森林の私的占取禁止を合意しておくだけでは済まず、分業してパトロールを行ったり、資源採取の目的を自家用に限るなどの取り決めも必要になる。外部者との資源利用の競合が起きた場合には、交渉という行動も必要となる。一方、土地資源をより有効に運用するため、共有地を対象として事業を行うケースもあった。そこでは土地の生産力を高めるためのインプットが積極的になされ、生産物を現金化している。この場合、共有地を特定の住民に委託する場合と、地縁団体が直接運営をする場合とがあった。いずれにしても、共有地の管理を高度化し、また第三者へ対抗する力をもつためには、地縁団体内部での合意形成と構成員の行為のコントロールの能力、および外部との交渉力が重要になる。こうして共有地に対する地縁団体の関与は明確になつていった。その一方で国家の側の共用地管理の意思が強化され、そのための制度が整備されてきたために、両制度の間での軋轢がしばしば生じるようになったのである。

このような軋轢は、日本が明治初頭の近代的土地区画整理事業導入時に経験したものであった。日本の場合、住民の共同利用地（入会地）は民有地か国有（官有）地いずれかに強制的に区分され、その結果、住民の慣行的利用制度との衝突が起きた。第1章でみたように、公有地地券の公布は、そのような軋轢を回避しようとするアイデアであったが、近代的土地区画整理事業をとるかぎり、所詮短命に終わらざるをえなかつた。しかし日本の農民にとって入会地はきわめて重要な土地であり、その所有権の帰属が官ないし民に区分されたとしても、そこでの共同的利用慣行を放棄できるものではなかつた。結局民法も、「共有ノ性質ヲ有スル入会權ニ付イテハ各地方ノ慣習ニ従フ外本節ノ規定ヲ

適用ス」（民法第3章第3節）として、権利内容の規定を地域の慣習に譲ったのである⁽¹⁾。こうして日本の入会地利用は法的に認められ、村落の共同体的な意思決定機能による入会地の維持管理が継続されたのだった。

タイの場合、住民の共同的な土地管理は比較的近年になって形成されてきたものであるために、近代化の過程で整備された法体系のなかには、慣行としての総有的権利に関する規定はない。このような法制度上の問題を解決するためのひとつの試みとして、現在、コミュニティ林法（Phra racha banyat pa chumchon）が準備されている。これは森林の一部について、所有権の帰属は国家におきながら、地域住民団体に一定の管理権を認めようというものである⁽²⁾。いわば近年の急速な経済開発の結果、「国有地」において、所有者と管理者（利用者）が対立している状況を解決するための試みといえよう。こういった問題は多くの途上国が直面しているものであって、その意味でもこのタイの実験が注目されるのである。

注(1) Krom thidin [土地局], *Sathiti phon ngan lae raidai chak kha tham-niam khong samnak ngan thidin thua prathet pracham pi ngop praman 2532* [全国の土地事務所の活動成果と手数料収入に関する統計 (1989財政年度)] Bangkok, 1990, p.57.

(2) 先占とは、所有者のない物を自分の所有とする意思で他人に先んじて占有すること、である（我妻栄編集代表『新版法律学辞典』有斐閣、1966年、1164ページ）。

(3) イングラムは、当時の稲作面積を580万ライ、水田比率95%と推計している（James C. Ingram, *Economic Change in Thailand 1850-1970*, California: Stanford University Press, 1971, pp.8-9）。

(4) Thailand, Ministry of Agriculture and Cooperatives, Office of Agricultural Economics, *Agricultural Statistics of Thailand, Crop Year 1993/94*, Bangkok, 1994, p.208.

(5) Anan Ganjanapan, "The Reproduction of a Sense of Community: The Case of Community Forestry in Northern Thailand" (Paper presented at 5th International Conference on Thai Studies, London, SOAS, 1993).

(6) Pranut Sapyasan, *Wiwatthanakan sethakit muban nai phak tawan ok*

chiang nua khong prathet thai (pho so 2394-2475) [東北タイにおける村落経済の発展 (1851-1932年)] MA Thesis: Chulalongkorn University, 1982, p. 65.

- (7) 北タイについては後で詳しく紹介する, Yot Santasombat, Wichian Saengchot, Thiraphan Suwanrungruang, "Pa chumchon: miti nueng thang luak nai kan phatthana" [コミュニティ林: 開発の方向性のひとつの次元] Within Panyakun ed., *Ekasan prakop kan prachum wethi chao ban 34* [1991年人民の舞台の文書集] Bangkok: Khana kamakan prasan ngan ongkon ekachon phatthana chonnabot, 1991, および Chalatchai Ramithanon, Anan Ganjanapan, Santhita Ganjanapan, *Pa chumchon nai prathet thai: naeo thang kan phatthana, lem thi 2 pa chumchon phak nua* [タイのコミュニティ林: 開発の方向, 第2巻 北タイのコミュニティ林] Bangkok: Sathaban chumchon thong thin phatthana, 1993. 東北タイについては, Yasuyuki Kono, Suman Sijipati, Shinya Takeda, "Dynamics of Upland Utilization and Forest Management: A Case Study in Yasothon Province, Northeast Thailand." (『東南アジア研究』第32巻第1号, 1994年6月) および Mongkon Danthanin et al., *Pa chumchon nai prathet thai: naeo thang kan phatthana lem 3 pa chumchon phak tawan ok chiang nua* [タイのコミュニティ林: 開発の方向, 第3巻 東北タイのコミュニティ林] Bangkok: Sathaban chumchon thong thin phatthana, 1993. 南タイについては, Nithi Ruthiphonphan, "Bot bat chaoban nai kan chat kan pa phak tai" [南タイのコミュニティ林管理における住民の役割] Songkhla: Songkhla Nakharin University, Faculty of Natural Resources, 1993.
- (8) Chaiwat Wongwatthanasan, *Kotmai lae kan pathirup thidin phua kasetrakam* [法律と農地改革] Bangkok: Rong phim mahawithayalai ramkhamhaeng, 1977; Chaiyos Hemarajata, *Matra thang kotmai nai kan krachai sithi kan thue khrong thidin phua kasetrakam* [農地保有の権利拡大における法的規準] Chulalongkorn University, 1987, あるいは Orathai Ukhositkun, "Thidin samrap phonlamuang chai ruam kan" [人民の共同利用地] MA Thesis: Chulalongkorn University, 1983, などがある。
- (9) Thailand, Ministry of Agriculture and Cooperatives, Royal Forest Department, *Forestry Statistics of Thailand 1988*, Bangkok, n.d., p.21.
- (10) Kanchan Chopra, Gopal K. Kaidekodi, M. N. Murty, *Participatory Development: People and Common Property Resources*, New Delhi: Sage Publications, 1990, p.24.
- (11) 「総有」とは、「一定の地域集団（入会団体と呼ぶ）の構成員（入会権者）がその資格において共同で」収益行為を行う権利を有することである（稻本

洋之助「現代法律学講座10 民法Ⅱ（物権）」青林書院新社、1983年、390ページ)。

- (12) Samnak ngan pathirup thidin phua kasetrakam [農地改革事務所] *Raishue khet pathirup thidin nai prathet thai pi 2532* [タイにおける農地改革地リスト、1989年版] Bangkok, 1989, p.67.
- (13) この村の住民組織形成については、重富真一「参加型農村開発の組織論——東北タイ農村における住民組織の形成過程——」(『アジア経済』第36巻第2号、1995年2月)を参照のこと。
- (14) Yot et al. "Pa chumchon," pp. 227–228.
- (15) Sane Chamarik et al., *Pa chumchon nai prathet thai: naeo thang kan phatthana, lem thi 1 pa khong khet rong kap phap ruam khong pa chumchon nai prathet thai* [タイのコミュニティ林：開発の方向、第1巻 热帯林とタイのコミュニティ林の概要] Bangkok: Sathaban chumchon thong thin phatthana, 1993, pp.171–172.
- (16) Chalatchai, et al., *Pa chumchon nai*, 1993, p.132.
- (17) Kono, et al., "Dynamics of Upland" 1994, p.30.
- (18) Chantana Banpasirichote, Surichai Wungaeo, "Villagers' Initiatives on Natural Resource Management," in Shin'ichi Shigetomi, Chantana Banpasirichote, Surichai Wungaeo, *People's Self-Organizing Activities for Rural Development in Central Thailand*, Tokyo: Institute of Developing Economies, 1995.
- (19) Nithi, "Bot bat chaoban" 1993, pp.5–7, 16–17. 3ケースのひとつはソンクラー県ナータウイー郡サトーン区サトーン村にある2575ライの共有林である。これについては筆者も調査する機会があった。この共有林はほとんど人間の手が入っていない平地林としては、きわめて珍しいものである。周囲はすべて占有されてゴム園になっている。このような共有林の確保は、3代前の区長（現区長=55歳の祖父）のイニシアチブで行ったという。この区長はkhunの官位をもつ人物で、ナコンシータマラート県やソンクラー県で官吏として勤めた後、サトーン区の長となった。当時はまだ森林が豊かに存在していたが、それもまもなく消失するであろうから、住民が薪炭や木材をとるところを確保しておかねばならないと主張して、この土地を囲い込んだという。このような先見の明のある人物の存在が、このような例外的に古い共有林を作ったのである。
- (20) 重富真一「タイ農村のコミュニティ——住民組織化における機能的側面からの考察——」(『アジア経済』第37巻第5号、1996年5月) 参照。
- (21) Chantana,Surichai, "Villagers' Initiatives on" 1995.
- (22) R. Lingat, *Prawatisat kotmai thai lem 2* [タイ法制史 第2巻] Bangkok:

- Thai Watthana Phanit Press, 1983, p.307. (野中耕一, 末廣昭編訳『タイ農村経済史』井村文化事業社, 1987年, 185~187ページ)
- (23) Sir John Bowring, *The Kingdom and People of Siam, Volume one*, Kuala Lumpur: Oxford University Press, 1977, p.268.
- (24) Niti Kasikosol, "Kan kep kha na nai samai krung rattanakosin pho so 2325-2482" [ラタナコーン朝1882~1939年の田租徵税] MA Thesis: Silapakorn University, 1980, p.33.
- (25) Phra Woraphakphibun, "Kan kep ngoen kha na" [田租徵税] *Warasan Sangkhomsat*, Vol. 3, No.1, January 1956, p.42.
- (26) 北原淳「タイにおける土地所有権の確定」(斎藤仁編『アジア土地政策論序説』アジア経済研究所, 1976年) 256~257ページ。
- (27) Noparat Nousatam, "Kan pathirup kotmai thidin nai samai phrabat somdet phra chula chom klao chao yu hua" [ラーマ5世王期の土地改革] MA Thesis: Chulalongkorn University, 1987, pp.54~61.
- (28) トレンス法とは、保存登記の際に2通の証書を作成した後、一方を登記簿として登記所に保管し、他方を地券として所有者に保持させる不動産登記法を指す。権利内容の変更は、登記簿と地券の両方に記録される（我妻栄編集代表『新版法律学……』934ページ）。
- (29) Somchit Thongpradap, *Kham athibai pramuan kotmai thidin (chabap prap prung mai pho so 2530)* [土地法典コメントール（1987年改訂版）] Bangkok: Samnak phim nitibankhan, 1987, pp.40~43.
- (30) 当時の水田は、ナー・クーコー (na khu kho) とナー・ファーンローイ (na fang loi) の2種類があって、前者は水田面積全体に、後者は稲の作付面積に対して課税された。税率は後者のほうが若干高く、地券の公布でナー・クーコーとされた地域では、税負担が増加したとして反発が起きた。田租収入は、その後の税率アップもあって、1900年の252万バーツ（国家収入の7%）から1906年には694万バーツ（12%）に上昇した（Niti, "Kan kep kha na," pp.129, 134~143）。
- (31) Orathai, "Thidin samrap," 1983, pp.10~11.
- (32) Chaiyos, *Matra thang,* 1978, p.184.
- (33) Orathai, "Thidin samrap....," pp.13~15.
- (34) Chaiyos, *Matra thang,* pp.215~216.
- (35) 日本の国有財産法でいうところの「行政財産」に相当する（竹内昭夫, 松尾浩也, 塩野宏編集代表『新法律学辞典（第三版）』有斐閣, 1989年, 263, 1232ページ）。
- (36) Orathai, "Thidin samrap," pp.122~136.
- (37) 1955年の内務省文書 no.wo.6263/2498による (Krom thidin [土地局],

Pramuan kham sang lae rabiap kan pathibat rachakan khong krom thidin pho so 2497-2513 lem 2 [1954-1970年の土地局公務命令および規定文書集 第2巻] Bangkok: Rong phim suan thong thin, 1971, pp.762-763)。

- (38) Rabiap khong khana kamakan chat thidin haeng chat chabap thi 9 (pho so 2529) wa duai kan sa-nguan rue huang ham thidin khong rat phua hai prachachon chai prayot ruam kan [国家土地管理委員会規則第9号 (1986年)：人民の共有に付すための国有地の保護について]。
- (39) Banchong So. Nakprada ed., *Withayayut thidin (chabap phim khrang thi 3): athibai lae sarup lak kotmai rabiap pathibat* [土地分析の手法 (第3版)：法原則と実施規則の説明と要約] Bangkok: Samnak phim niti bannakan, 1987, pp.178-179.
- (40) Praracha banyat khum khrong lae sa-nguan pa pho so 2481. これ以前の森林関係法は、もっぱら希少性のある立木 (チークなど) の保護を規定するものであった。
- (41) Thailand, Ministry of Agriculture and Cooperatives, Royal Forest Department, *Forestry Statistics of Thailand 1993*, Bangkok, n. d., p. 5. ただし実際に森林として残っている面積は、国有保護林以外の森林を含めても国土の26%にすぎず、森林保護法の不備は明白であった。
- (42) Chaiwat, *Kotmai*, p. 142. しかし保護林となった森林が民法の分類上どこに区分されるのかについては、法律家のなかでも見解の相違があるようだ (複数の法律家へのインタビュー)。つまり森林をあくまで荒蕪遊休地とみて、そのなかで先占を禁止した部分が保護林であるとする見方もあるれば、人が森林を利用するなどを条件つきで認めているから共用地であるという見方や、政府が自然保護その他の特定目的のために用いているものであるから官用地であるという意見もあった。
- (43) 内務省土地局での聞き取り (1995年11月)。
- (44) 公共地の先占禁止解除は勅令に基づいてなされるため、官報に公示される。そのため1935年以前の先占禁止についてもその解除勅令を見ることで、内容をある程度推測できる。筆者が1935~54年の間に出土された解除勅令を見たかぎり、先占禁止公共地の領域を最も明確に示したものでも、せいぜい東西南北の長さと隣接地が何であるかを記した程度であった。
- (45) なかには1000分の1というような細かなものもあるが、これは道路や碎石場の位置確定のため測量した地図であった。
- (46) この規則は、1955年3月26日制定の *Rabiap kho bangkhan wa duai kan prasan ngan kiao kap kan sa-nguan thidin tam pramuan kotmai thidin* [土地法典による土地保護に関する規則] である (Krom thidin, *Pramuan kham sang*, 1971, pp.758-790)。

- (47) なお、同規則では人民に公共地の領域を知らしめるために、境界に杭を打つことを指示している。しかし杭だけでは、杭の間の境界が曖昧になるし、杭自体が動かされたり、破壊された場合には、証拠がなくなってしまう。また1956年の内務省文書では、山裾の先占禁止地を保護するために杭を打とうにも予算が足りないため、人民の占取が進んでいるという報告がある (Nangsue krasuang mahatthai thi 7925/2499 [内務省文書No.7925/2499])。
- (48) 規則の第11項参照。
- (49) Orathai, "Thidin samrap," p. 146.
- (50) Krom thidin [土地局], *Anuson nai phithi poet akhan mai nai krom thidin, 16 phrutsaphakhom 2511* [新庁舎利用開始記念, 1967年5月16日] Bangkok: Rong phim sahakon khai song haeng prathet thai, 1968 (ページなし), および土地局での国有地証書の閲覧による。
- (51) ただし登録は、あくまで公共地の位置、形状、用途、管理主体などのデータを記録したもので、それ自体は公共地の保護を法的に保証するものではない(Orathai, "Thidin samrap," pp.147, 149 および Banchong, *Withayayut thidin,* p.203)。
- (52) Krom thidin [土地局], *Rai ngan pracham pi 2514* [年報(1971年版)] Bangkok, 1973, p.87.
- (53) National Statistical Office, *Statistical Yearbook of Thailand, 1970-71*, Bangkok.
- (54) Krom thidin, *Sathiti phon ngan,* 1990, p.59.
- (55) No.So.3Ko., あるいはNo.So.3とは、人民が占取した土地を利用していることを証明し、その土地についての占有権を保証した証書である。この証書は「所有権」(kammasit)を認めたものではないが、譲渡可能であり、抵当権も設定できる。したがってその法的効力は、「所有権」を示す証書、チャノートとほとんど変わらない。またチャノートを申請する際に、必ずしもNo.So.3やNo.So.3Ko.が必要というわけではない。にもかかわらずこれらの証書を用いているのは、チャノート発行の基礎となる地籍図(rawang)の作られたエリアが少ないためである。No.So.3Ko.の場合、空中写真に依拠しているし、No.So.3の場合はそれすらない。したがって正確な地片の特定はされていない。地籍図作成の遅れがあるためにチャノートが出せない故に、とりあえず所有権に近い効力をもたせて発行されたのが、このNo.So.3ないしNo.So.3Ko.という証書である。
- (56) Krom thidin, *Sathiti phon ngan,* 1990, p.59.
- (57) 土地局法務部での聞き取り、および Orathai, "Thidin samrap," pp.118 - 136。
- (58) Orathai, ibid., pp.122 - 136.

- (59) これは1914年の地方統治法に規定されたものである。ただしこの法律では、道路や河川等も郡長の管理下に含まれていた。
- (60) 1985年からチャノート発行促進プロジェクトが始められており、その20年後の2005年には全国にチャノートが交付される予定である (Krom thidin [土地局], *Khrong kan phatthana krom thidin lae reng rat kan ok chanot thidin thua prathet 2535* [土地局の改革とチャノート公布促進のためのプロジェクト, 1992年] Bangkok)。
- (61) Krom thidin [土地局], *Rai ngan pracham pi 2534* [年報 (1991年版)] Bangkok, 1992, p.32.
- (62) 土地局国家土地管理委員会事務局での聞き取りによる (1995年11月)。
- (63) 注(41)を参照のこと。
- (64) 1983年に国家土地管理委員会が「土地政策」を発表し、森林を、「保護される部分」と「生産的用途に用いられるべき部分」に分ける方針が出された (Sathaban wichai phua kan phatthana prathet thai [タイ開発研究所(TDRI)], *Rai ngan kan suksa ruang nayobai thidin khong prathet thai, ekasan prakop lem thi 5: nayobai kan thue khrong thidin (sithi nai thidin lae kan ok nangsue sadaeng sithi nai thidin)* [タイの土地政策に関する研究報告第5巻：土地占有・所有政策（土地に関する権利とその証書発行）] 1986, Bangkok, p.44)。国有保護林の外については、同時に実際に森林を線引きする作業が始まられている（農業省農地開発局での聞き取り, 1995年8月）。国有保護林内については、1991年の国家土地政策委員会決定に基づいて分類が行われた (Krom pa mai [森林局], *Kan chamnaek khet kan chai prayot saphayakon lae thidin pa mai nai phuen thi pa sa-nguan haeng chat* [国有保護林の資源と土地の利用区分] Bangkok, 1992, pp.9-13)。
- (65) Krom pa mai, *Kan chamnaek*, 1992, pp.58-60.
- (66) 政府の直接のプロジェクトとして行った場合と、民間にコンセッションを出して植えさせた場合とがある (Mongkhon et al., *Pa chumchon nai*, pp.182-183)。
- (67) 田坂敏雄『ユーカリ・ビジネス——タイ森林破壊と日本——』新日本新書, 1992年, 第4章参照。
- (68) Seri Phongphit, *Khwam wang mai khong sakhun* [サクーンの新しい希望] Bangkok: Samnak phim muban, 1989, pp. 46-47. (野中耕一編訳「村は自立できる——東北タイの労農——（改訂版）」燐々社, 1994年, 47~48ページ)
- (69) Tambon Ban Dan, Amphoe Bandan Lanhoi, Changwat Sukhothai における1989年8月および11月の調査による。なお、放牧に用いている荒れ地は3000ライほどあり、そのうちの200ライほどを配分しようとしたものであつ

た。

- (70) この調査は、1990年2月23日閣議決定に基づき実施され、93年4月19日付の内務省文書（No. 1625/6313）でその結果が示された（Nakhon Photchanaeworaphong, Suchip Aripachaphirom, Montri Luichan eds., *Praracha banyat kan pathirup thidin phua kasetrakam pho so 2518 (kae khai phoem toem thueng patchuban)* [1975年農業のための土地改革法（最新改訂版）] Bangkok: Samnak phim filik sentoe, n. d., pp. 74-75）
- (71) 稲本『現代法律学講座……』389～390ページ。
- (72) 政府のコミュニティ林法案に対し、NGOが独自のコミュニティ林法案を対案として示している（Khrong kan wichai choeng pathibat kan pa chumchon et al. [コミュニティ林の実践的研究プロジェクト] *Rang phra racha banyat pa chumchon (chabap prachachon)* [コミュニティ林法案（民衆版）] Bangkok, 1993）。NGO側は、政府案が保護林内にコミュニティ林を認めていないことを批判し、それを受けた政府も一定の譲歩をしているという（*Phuchatkan raiwan* 紙, 1996年4月22日）。